

各都道府県障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）について

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）については、平成30年4月から本格施行となり、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めているところです。

今般、障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）について、下記のとおりお示ししますので、適宜御活用いただくとともに、適正な二次審査を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、本件について管内市町村に周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

○ 「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）

標記の件につきましては、平成30年度に請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について（第一段階の実施）、令和元年度に事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合があるもの等について（第二段階の実施）、国保連の一次審査において「警告」から「エラー（返戻）」に移行する対応を実施したところです。

令和2年度においては、「障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）に向けて」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課令和2年3月17日付事務連絡）でお示したとおり、国保連の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、第一段階及び第二段階でのエラー移行を見送ったもの（請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等）について、令和2年11月審査（10月サービス提供分）より、「エラー（返戻）」に移行する対応を実施します（「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施））。

今般、「警告」から「エラー（返戻）」に移行するエラーコード一覧等は別添1のとおりとなりますので、御確認いただくとともに、適切な対応をお願いします。

また、別添2に記載のエラーコードについては、制度の取扱い上、機械的にエラー（返戻）と判断することができないケースがあることが判明したため、令和2年11月審査より判定レベルの見直しを行います。

※ 都道府県等におかれましては、事業者に対する説明を行う際に別添資料のエラーコード一覧等を活用する等、適正に給付費の請求が行われるよう御指導いただきますようお願いいたします。

【別添資料】

別添 1 「警告」から「エラー（返戻）」へ移行するエラーコード一覧等（令和2年11月審査対応）

別添 2 判定レベルを見直すエラーコード一覧（令和2年11月審査対応）

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111（内線 3009）

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp

「警告」から「エラー(返戻)」へ移行する
エラーコード一覧等(令和2年11月審査対応)

令和2年9月24日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

1. 警告からエラー(返戻)への移行(第三段階)について

1. 警告からエラー(返戻)への移行(第三段階)について

(1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー(返戻)」に移行する。
- 平成30年度に請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について(第一段階の実施)、令和元年度に事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合があるもの等について(第二段階の実施)、「警告」から「エラー(返戻)」に移行した。
- 令和2年度においては、第三段階として請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、令和2年11月審査分(令和2年10月サービス提供分)からエラーへ移行する。
- なお、「障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー(返戻)」への移行(第三段階の実施)に向けて」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 令和2年3月17日付事務連絡)(以下、「令和2年3月17日付事務連絡」という。)の別添資料1に示していたコードのうち、移行対象外となるエラーコードを「3. 第三段階(令和2年11月)の移行対象外エラーコード一覧」の「(1)第三段階(令和2年11月)の移行対象外としたエラーコード一覧」に示す。

 : 障害審査支払等システムのリリース

No	時期	対応内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	第一 段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	 5月					
2		警告からエラーに移行	事業所への周知 警告(★)	 11月				
3	第二 段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加		 11月		 5月		
4		警告からエラーに移行		各種台帳情報の整備	事業所への周知	 11月		
5	第三 段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加					 5月	 10月
6		警告からエラーに移行		各種台帳情報の整備	事業所への周知			 11月

※: 警告
★: 警告(エラー移行対象)

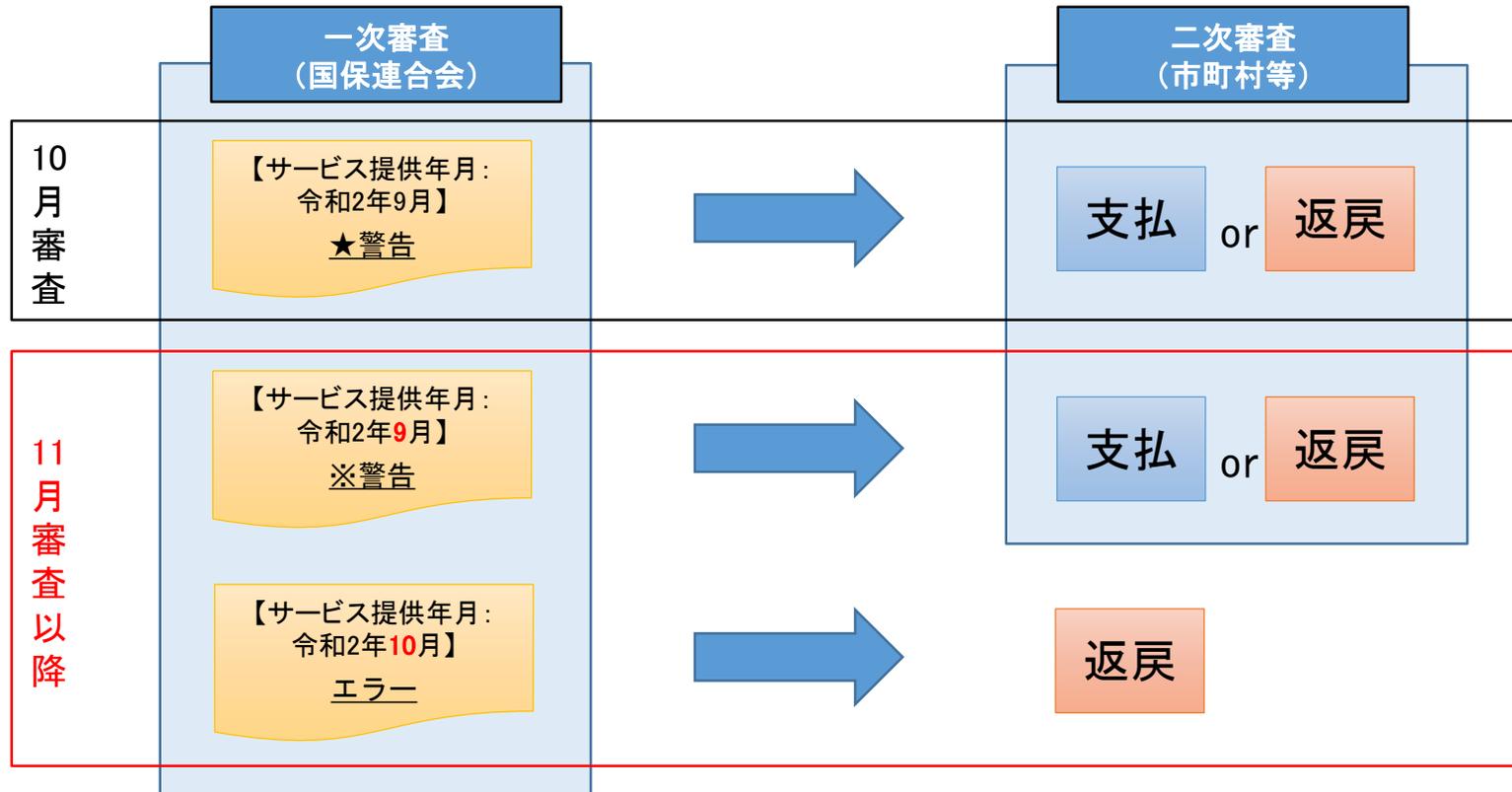
2. 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコード一覧

2. 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコード一覧

(1) 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコードについて

○令和2年11月審査分より83コードをエラーへ移行する。(次ページ以降参照。)

なお、移行するエラーコードは、令和2年11月審査以降、請求情報のサービス提供年月が9月以前の場合は警告、10月以降の場合はエラーとなる。



(注) 次ページ以降の表におけるエラーコード及びエラーメッセージは、11月審査以降の内容である。

2. 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコード一覧

(2) サービス提供実績記録票に対するチェック

○施設入所支援および、障害児入所支援において基本情報内の項目の設定値の関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	PW55	受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ食費の単価が未設定の場合、「各小計 食事(円)」は設定できません
2	PW58	受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ光熱水費の単価が未設定の場合、「各小計 光熱水費(円)」は設定できません
3	PW59	受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値を超えています
4	PW61	受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(回)」が未設定の場合、実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」は設定できません

2. 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコード一覧

(3) 請求明細書に対するチェック

○日数情報が集計欄の合計値を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
5	EJ29	受付:日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています

○加算の算定回数の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の算定回数の合計を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
6	EQ17	受付:看護職員加配加算(重症心身障害児を除く)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EQ19	受付:共生型サービス体制強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EQ20	受付:強度行動障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EQ25	受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EQ26	受付:サービス管理責任者配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EQ27	受付:医療的ケア対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EQ28	受付:重度障害児・障害者対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EQ29	受付:定員超過特例加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EQ30	受付:夜勤職員加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EQ31	受付:精神障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EQ32	受付:強度行動障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EQ50	受付:看護職員加配加算(重症心身障害児)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

2. 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコード一覧

○加算の算定回数の合計が、基本報酬の算定回数の合計を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
18	EQ33	受付:社会生活支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	EQ34	受付:個別計画訓練支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	EQ35	受付:通勤訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	EQ36	受付:在宅時生活支援サービス加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EQ37	受付:賃金向上達成指導員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EQ38	受付:特別地域加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	EQ39	受付:同行支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	EQ40	受付:企業連携等調整特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	EQ41	受付:就労定着実績体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	EQ42	受付:職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	EQ51	受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

○受給者台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
29	PA41	資格:受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です
30	PJ24	資格:受給者台帳に有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または食事提供加算に係る受給者の認定内容に該当する請求ではありません

2. 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコード一覧

○事業所台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
31	PB14	受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
32	PB15	受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
33	PB21	受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
34	PB23	受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求ではありません
35	PB37	受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
36	PB38	受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求ではありません
37	PC06	受付:事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
38	PC13	受付:事業所台帳の「共生型サービス対象区分」が「該当」のため、算定できません
39	PC16	受付:事業所台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
40	PC18	受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
41	PC19	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
42	PC20	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません
43	PC21	受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード1」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
44	PC22	受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
45	PC24	受付:事業所台帳の「法人等種別」または「指定管理者制度適用区分」の登録内容に該当する請求ではありません
46	PJ58	受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
47	PJ59	受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
48	PK02	受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
49	PK16	受付:障害児施設台帳の「共生型サービス対象区分」が「該当」のため、算定できません
50	PK23	受付:障害児施設台帳の「共生型サービス・共生型サービス体制強化加算区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」以外のため、関係機関連携加算Ⅰは算定できません
51	PK25	受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
52	PK26	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
53	PK27	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません
54	PK30	受付:障害児施設台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
55	PK31	受付:障害児施設台帳の「送迎加算(重度)の有無」が「無し」のため、送迎加算(重症心身障害児)は算定できません

2. 第三段階(令和2年11月)の移行対象エラーコード一覧

(4) 請求明細書及びサービス提供実績記録票に対するチェック

○請求明細書の報酬の算定回数がサービス提供実績を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
56	PQ84	支給量: 請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えています
57	PQ85	支給量: 請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計を超えています
58	PQ86	支給量: 重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票の算定回数の合計を超えています
59	PQ87	支給量: 請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」を超えています
60	PQ88	支給量: 請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 その他サービス合計単位数」を超えています
61	PQ89	支給量: 請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 短期入所合計単位数」を超えています
62	PQ90	支給量: 請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 共同生活援助合計単位数」を超えています
63	PQ92	支給量: 請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」を超えています
64	PQ94	支給量: 請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」を超えています
65	PQ95	支給量: 請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数を超えています
66	PQ97	支給量: 請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」を超えています
67	PQ98	支給量: 請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」を超えています
68	PQ99	支給量: 請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」を超えています
69	PR01	支給量: 請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」を超えています
70	PR02	支給量: 請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」を超えています
71	PR03	支給量: 請求明細書の自立訓練の訪問型(視覚)の「回数」の合計が実績記録票の自立訓練の訪問型(視覚)の算定回数の合計を超えています
72	PR04	支給量: 請求明細書の短期滞在加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「短期滞在加算(回)」を超えています
73	PR05	支給量: 請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数を超えています
74	PR06	支給量: 請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数を超えています
75	PR07	支給量: 請求明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」を超えています
76	PR08	支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数を超えています
77	PR09	支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数を超えています
78	PR10	支給量: 請求明細書の緊急時支援Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅰの算定回数の合計を超えています
79	PR11	支給量: 請求明細書の緊急時支援Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅱの算定回数の合計を超えています
80	PR13	支給量: 請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算(回)」を超えています
81	PR14	支給量: 請求明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」を超えています
82	PR15	支給量: 請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数を超えています
83	PR16	支給量: 請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数を超えています

3. 第三段階(令和2年11月)の移行対象外エラーコード一覧

3. 第三段階(令和2年11月)の移行対象外エラーコード一覧

(1) 第三段階(令和2年11月)の移行対象外としたエラーコード一覧

○令和2年3月17日付事務連絡の別添資料1に示していたエラーコードのうち、以下のエラーコードについては、第三段階(令和2年11月)の移行対象外とする。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	EE26	※受付:当該サービスの報酬に該当する事業所との契約情報が存在していません
2	EG50	▲資格:受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります
3	EG61	※資格:該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
4	EL14	※受付:請求明細書の「入院日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超過しています
5	EL15	※受付:請求明細書の「外泊日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超過しています
6	PQ93	※支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」を超過しています

判定レベルを見直す(令和2年11月)対象エラーコード一覧

請求明細書に対するチェック(医療型障害児入所支援)

○サービス提供年月のチェック

No	エラーコード	エラーメッセージ(※)	判定レベル	
			見直し前	見直し後
1	PK10	受付:有期有目的(最初の60日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前である必要があります	エラー (返戻)	警告 (重度)
2	PK12	受付:有期有目的(61~90日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61~90日の年月である必要があります	エラー (返戻)	警告 (重度)
3	PJ64	受付:有期有目的(91~180日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91~180日の年月である必要があります	エラー (返戻)	警告 (重度)
4	PJ68	受付:有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前である必要があります	エラー (返戻)	警告 (重度)
5	PJ78	受付:有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降である必要があります	エラー (返戻)	警告 (重度)

○基本報酬の上限回数のチェック

No	エラーコード	エラーメッセージ(※)	判定レベル	
			見直し前	見直し後
6	PK11	受付:有期有目的(最初の60日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています	エラー (返戻)	警告 (重度)
7	PK13	受付:有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています	エラー (返戻)	警告 (重度)
8	PJ67	受付:有期有目的(91日目から180日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています	エラー (返戻)	警告 (重度)
9	PJ69	受付:有期有目的(181日目以降)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超過しています	エラー (返戻)	警告 (重度)

※判定レベル見直し後のエラーメッセージは先頭に「▲」が追加されます。